

おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 出店規約

(趣旨)

第1条 本規約は、杵築市山香振興課（以下「甲」という。）が開催するおっとりっしゃ山香夏まつり 2026 に出店を行う者（以下「乙」という。）が執るべき出店の申込手続、遵守すべき事項等を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 乙とは、夏まつりに出店する露店、キッチンカーその他甲が認める販売・提供行為を行う者とする。

(市産農林水産物等の利用促進)

第3条 おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 で販売、展示及び提供する食品及び飲食物については、市内で生産された農林水産物又はそれを原料とした加工品を使用するよう努めるものとする。

2 農林水産物の振興を伴わない単なる展示出品を希望する者については、その対象を杵築市民又は杵築市で働いている者に限るものとする。

(出店の審査)

第4条 おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 に出店できる者は、甲の審査を経て承認されたものとする。その審査内容については、市内事業を最優先とし、これ以外は次の各号の順位のとおりとする。

- (1) 市内で生産された農林水産物又はそれを原料とした加工品を生産、加工及び販売する者
- (2) 市内に本店又は支店のある商工業者
- (3) (1) 及び (2) 以外の商工業者（ただし杵築市商工会会員に限る）
- (4) その他、甲が認めるもの

(出店の申込手続)

第5条 おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 への出店を希望するものは、杵築市山香振興課が定める日までに、出店申込書及び誓約書（第1号様式）、おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 出店希望調書（第2号様式）、ブース仕様書（第3号様式）、出店に従事する者の名簿（第4号様式）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の出店申込書及び誓約書にマイナンバーカード、運転免許証の写し等の公的証明書の写しを添付しなければならない。

(出店者の配置場所)

第6条 おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 の出店者の配置場所は山香庁舎西側ロータリーで甲の決められた区画の範囲とする。

(出店に関する権利の転貸、売買、譲渡、交換の禁止)

第7条 出店者は、出店する権利の一部又は全部を、転貸、売買、譲渡、交換してはならない。

(欠格事項)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、乙に対しおっとりっしゃ山香夏まつり 2026 への出店を認めない旨の通知を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するもの
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する
- (4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
- (5) 禁錮以上の刑又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から10年を経過しない者
- (6) この規約の規定に違反しているもの

2 乙は、前項の規定による通知を受けたときに既に出店を行っている場合は、直ちに おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 の会場から退去しなければならない。

(販売禁止物品)

第9条 乙は、次に掲げるものを販売し、又は配布してはならない。

- (1) 法令で販売又は所持が規制されているもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) 宗教活動又はこれに類する活動に関するもの。
- (4) 政治活動又はこれに類する活動に関するもの。
- (5) その他、甲が不相当と認めるもの。

(法令の遵守)

第10条 乙は、出店に当たり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法

(昭和37年法律第134号)等の食品、販売等に関する法令を遵守しなければならない。

(消火器の設置)

第11条 乙は、出店に当たり火気を使用する場合は、初期消火に必要な数量の使用期限(期間)内の消火器を出店者の責任において、備え付けなければならない。

(ごみについて)

第12条 乙は作業中に発生したごみは各自で完全回収し、持ち帰らなければならない。

(是正命令等)

第13条 甲は、乙に法令又はこの規約に違反している事実があると認めた場合、乙に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。
2 甲は、乙が前項の規定による命令に従わないときは、乙に対する出店の許可を取り消し、おっとりっしや夏まつり2026 会場から退去することを命じることができる。
3 前項の規定により出店を取り消されたことで、乙又はその関係者に損害が生じたとしても、甲はこれに対する損害賠償は行わない。

(補則)

第14条 この規約の規定のほか、おっとりっしや山香夏まつり2026の出店に関することについては、甲が定める。

附 則 この規約は、令和8年6月30日から施行する。